別　紙

導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

多度津町は、古くから天然の良港に恵まれたことや、四国最初の鉄道が開通したことから、港と鉄道の利点を活かした交通の重要拠点として商業が発達してきた歴史がある。

昭和49年には約190万㎡の臨海土地造成事業を行い、現在は約50社の企業が立地する工業団地を形成している。

　　　町の人口は23,122人（平成30年５月１日時点）であり、近年はゆるやかな減少傾向にある。また、高齢化が進行しており、今後も人口は減少傾向で推移すると見込まれる。

町内の事業者数は880社（平成26年経済センサス）であり、そのうち大企業が17社であり、中小企業は863社で大多数を占めている。事業者数の産業別の割合は、サービス業が約32％、卸売業・小売業が約25％、製造業が約14％、建設業が約９％、農林漁業が約２％となっており、産業が幅広く分布している。地域分布としては、製造業や建設業が臨海部に集中しているものの、それ以外の産業については臨海部から山間部まで広く分布している。

　　就業者の産業別割合（平成27年国勢調査）については、第１次産業が約５％、第２次産業が約35％、第３次産業が約60％となっており、全国平均と比較して、第２次産業の割合が高いということがわかる。

　　また。香川県下の有効求人倍率は平成30年３月時点で1．84％と高水準であり、特に製造業や建設業においては、労働力不足に陥っている。このまま人手不足や後継者不足等の課題を放置すると町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、町としては、中小企業融資制度による資金確保の支援、新工場等の設置に対する助成、創業支援事業計画に基づく創業者の支援等の取組みを行ってきたが、引き続き、町内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

（２）目標

中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の一つとなることを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

多度津町の産業は、サービス業、卸売業・小売業、製造業、建設業、農林漁業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

多度津町の産業は、臨海エリアから山間部まで広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

（２）対象業種・事業

多度津町の産業は、サービス業、卸売業・小売業、製造業、建設業、農林漁業と多岐に渡り、多様な業種が町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

　　生産性向上に向けた事業者の取り組みは、新商品の開発、自動化の推進、ＩＴ導

　入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から５年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

３年間、４年間、５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

（備考）

　　用紙の大きさは日本工業規格Ａ４とする。